千葉の地域資源を生かした SAF 導入促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、成田空港への持続可能な航空燃料(以下「SAF」という。)の導入促進や本県 経済の活性化に取り組むため、県内での SAF のサプライチェーン構築に資する事業者の取組 に係る経費の一部について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則(昭和32年 千葉県規則第53条。以下「規則」という。)及び本要綱に基づき、補助金を交付する。

(定義)

- 第2条 本要綱における用語の定義は、次に定めるとおりとする。
- 2 本要綱において「SAF」とは、廃食油、サトウキビ等のバイオマス燃料や、都市ゴミ、廃プラスチック等を原料として生産される、従来の化石燃料から生産される航空燃料よりも、CO2排出量を削減できる航空燃料をいう。
- 3 本要綱において「事業者」とは、法人をいう。ただし、人格のない社団等は、法人とみな す。
- 4 本要綱において「連携体」とは、2以上の事業者によって構成される、本要綱に定める事業を実施する組織をいう。なお、自身が法人格を有することを要しない。
- 5 本要綱において「SAF のサプライチェーン」とは、SAF に係る原料の調達から消費者に供給 するまでの一連の供給網をいう。
- 6 本要綱において「SAFの普及啓発活動」とは、SAFに係る周知広報、セミナー等をいう。

(補助対象者)

- 第3条 補助対象者は、事業者又は複数の事業者で構成される連携体であり、県内での SAF のサプライチェーン構築に資する取組を行う者とする。
- 2 事業者が単独で事業を実施する場合は、次の要件を全て満たすものとする。
- (1) 千葉県内に事業所を有する事業者であること。
- (2) 事業内容が公の秩序若しくは善良の風俗を害することとなるおそれがある事業を行うも のではないこと。
- (3) 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社更生法(平成14年法律第145号)による申立て等、事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと。
- (5) 千葉県の政策・方針にそぐわないと判断される事業を行うものではないこと。
- 3 連携体を構成し事業を実施する場合は、次の要件を全て満たすものとする。
- (1) 連携体の代表者を1者選定すること。
- (2) 連携体の代表者は、千葉県内に事業所を有する事業者であること。
- (3) 連携体の代表者以外は構成者とし、県外事業者を含めることを可能とする。
- (4) 代表者及び構成者は、事業内容が公の秩序若しくは善良の風俗を害することとなるおそれがある事業を行うものではないこと。

- (5) 代表者及び構成者は、事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。
- (6) 代表者及び構成者は、民事再生法又は会社更生法による申立て等、事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと。
- (7) 代表者及び構成者は、千葉県の政策・方針にそぐわないと判断される事業を行うものではないこと。
- 4 前2項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者(法人その他の団体にあっては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役もしくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は補助対象とならない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- (2) 次のいずれかに該当する行為(イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)
 - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団 (以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為
 - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人その他の団体にあっては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (4) その他、知事が適当でないと認めた者

(補助対象事業)

- 第4条 補助の対象となる事業は、県内での SAF のサプライチェーン構築に資する事業とする。
- 2 SAF の普及啓発活動については、前項で規定する事業に付随する場合のみ補助の対象とする。
- 3 補助対象事業の実施場所は、原則として千葉県内とする。ただし、技術的、費用的な事由 から一部を県外で実施することも可能とする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

- 第6条 補助金交付の申請に関する手続きは次の各号のとおりとする。
 - (1) 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとする場合は、知事が定める期日までに、交付申請書(第1号様式)、誓約書(第2号様式)、役員等名簿(第3号様式)、事業計画書(第4号様式)、登記簿謄本(履歴事項全部証明書)、直近3年分の確定申告書(決算報告書を含む)の写し、法人事業税及び法人県民税の納税証明書、その他知事が定める資料を添えて、知事に提出すること。なお、事業計画書(第4号様式)の補足として図等の資料を提出することを可能とする。
 - (2) 申請する事業がどのように県内での SAF のサプライチェーン構築に資するのかを事業計画書(第4号様式)に記載すること。
 - (3) 連携体を構成する場合は、代表者が連携体として申請すること。
 - (4) 連携体として申請する場合は、代表者は第1号で規定する書面及び連携体の組織図、連携体を構成する構成者は、第1号で規定する書面(交付申請書(第1号様式)及び事業計画書(第4号様式)を除く)及び連携体への参加承諾書(第5号様式)をそれぞれ提出すること。なお、組織図には、連携体の各構成者の役割分担、担当する部署、責任者の氏名、連絡先を記載すること。
- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の補助金の交付の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して補助金の交付申請を行わなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

- 第7条 知事は、規則第4条の規定により、補助金交付の申請があったときは、別に定める、 千葉の地域資源を生かした SAF 導入促進事業補助金審査委員会設置要綱に基づき、審査を実施する。
- 2 知事は、前項の審査により、補助金の交付又は不交付を決定したときは、申請者に通知する。

(補助金の交付の条件)

- 第8条 規則第6条に規定する補助金の交付に必要な条件は次の各号のとおりとする。
 - (1)補助事業の内容の変更又は経費の配分の変更をする場合は、知事の承認を受けなければならない。ただし、知事の定める軽微な変更についてはこの限りではない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、知事の承認を受けなければならない。
 - (3)補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合は、 速やかに知事に報告してその承認を受けなければならない。

- (4) その他知事が必要と認める条件。
- 2 前項第1号の軽微な変更とは補助金の増加を伴わないもので、次に掲げるものをいう。
- (1) 補助対象経費の30%以内の減少となる内容の変更をするとき。
- (2)補助対象経費の各経費区分の相互間において、いずれか低い額の20%以内で経費の配分を変更するとき。
- (3) 補助対象事業の遂行に支障を来たすことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部を変更するとき。

(承認の申請)

第9条 第7条第2項の規定による補助金交付決定通知を受けた補助対象事業者(以下「補助事業者」という。)は、前条第1項第1号及び第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、変更(中止・廃止)承認申請書(第6号様式)を、第3号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、遅延(事故)報告書(第7号様式)を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、知事が規則第10条の規定により補助事業の状況報告を求めたときは、遂行状況報告書(第8号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第11条 補助事業者は、規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、知事が 定める日までに、事業実績報告書(第9号様式)を知事に提出しなければならない。
- 2 第6条第2項ただし書により交付申請をしたものは、前項の補助金の実績報告を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合は、当該 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定)

第12条 知事は、規則第14条の規定により、前条の報告を受けた場合において、当該報告 書の内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結 果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき 補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第13条 補助事業者は、規則第15条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、 交付請求書(第10号様式)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第14条 知事は、補助事業者が規則第17条第1項の各号の規定のいずれかに該当するとき

は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。なお、これは補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(暴力団密接関係者)

第15条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第3条第4項第2号又は第3号に 該当する者(補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同 項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体)とする。

(補助金の返還)

- 第16条 知事は、第14条の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、 その返還を命ずるものとする。
- 2 知事は、前項の返還の請求に係る補助金で、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請により、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことがある。

(加算金)

第17条 補助事業者は、前条第1項の規定により、補助金の返還が命じられた場合、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(一部を納付した場合は既納額を控除した額)につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(補助金の経理等)

第18条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(債権譲渡の禁止)

- 第19条 補助事業者は、第7条第2項の規定による交付決定によって生じる権利の全部又は 一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保 証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項の規定によ る特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3の 規定による金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 知事が第12条の規定による交付すべき補助金の額の確定を行った後、補助事業者が前項 ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が知事に対し、民法(明治29年法律第 89号)第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律 (平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。)第4条第2項の規定による 通知又は承諾の依頼を行う場合には、知事は次のいずれかに掲げる事項を主張する権利を保

- 留し又は異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第4条第2項の規定による通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項の規定による承諾の依頼を行う場合についても同様とする。
- (1) 知事は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、 又は譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2)債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれ への質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) 知事は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額 その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し 立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応 については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければな らないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、千葉県財務規則(昭和39年千葉県規則第13号の2)の規定により、知事が会計管理者に対して支出の命令を行ったときに生ずるものとする。

(財産の管理)

- 第20条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」 という。)について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業が完了した後も取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的にしたがってその効果的な運用を図らなければならない。
- 3 補助事業者は、取得財産等について関係法令等に基づき適正な会計処理を行わなければならない。

(関係帳簿等の調査)

- 第21条 知事が必要があると認めた場合は、補助事業者に対し報告を求め又は関係帳簿、書 類等を調査することができる。
- 2 前項の規定は、補助事業が完了した後においても、適用があるものとする。

(財産の処分)

- 第22条 取得財産等のうち、規則第21条第1項第4号及び第5号の規定により処分(他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供することをいう。以下同じ。)を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産とする。
- 2 規則第21条第1項に規定する、本事業により取得した財産の耐用年数の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定める期間を 準用する。
- 3 補助事業者は、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、取

得財産等の処分承認申請書(第12号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、知事は、補助事業者が当該取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、当該取得財産等の耐用年数を経過している場合を除き、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

(知的財産権の帰属)

第23条 本事業の実施により補助事業者に生じた知的財産権は、本事業の本旨に照らし、原 則として補助事業者に帰属するものとする。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、補助事業に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年5月16日から施行する。

別紙(第5条関係)

千葉の地域資源を生かした SAF 導入促進事業に係る補助対象経費

経費区分	対象経費	内容	補助率
事業費	備品費	備品の購入費	1/2 以内
	消耗品費	2 万円以下又は一度の使用によって使用に耐えなくなる物品の 購入費	
	機械設備費	機械、装置、その他設備及び車両の設置、購入費	
	機器等借財費	機械、装置、その他設備及び車両等のリース、レンタル料	
	光熱水費	事業を実施するために必要な電力、水道料金等	
	原材料費	事業を実施するために必要な原料 (廃食用油、農業残渣等) の 購入費	
	燃料費	事業を実施するために必要な事業用燃料の購入費 (使用する燃料が通常の燃料よりも高額な場合のみ補助の対象 とする)	
	施工費	機械、装置の設置、造成費	
事務費	報償費	講習会、講演会の講師謝礼	
	通信・運搬費	はがき(切手付き)、郵便切手代、業務用物品の運搬費	
	広報活動費	広告、ホームページ作成等経費、パンフレット、チラシ作成費	
	損害保険料	事業で使用する機械、装置、その他設備及び車両の保険料	
人件費	人件費	事業を実施する際に臨時で雇用する職員、社員等への人件費	
その他	委託料	特殊な技術、設備又は高度な専門的知識を有する事務作業、調 査、研究等への委託料	
	その他	その他いずれにも属さないもので知事が必要と認めたもの	